

○豊明市補助金等交付規則

昭和48年10月27日

規則第34号

改正 昭和50年2月20日規則第2号

昭和55年6月20日規則第17号

平成3年3月30日規則第13号

平成6年12月9日規則第36号

平成28年12月22日規則第72号

令和3年7月30日規則第37号

(目的)

第1条 この規則は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請及び決定等に関する基本的事項を定め、これに係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が、市以外の者に対して交付する補助金、協力金及び交付金をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者等 補助事業等を行うものをいう。

(補助事業者等の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行にあたっては、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等交付の目的に従い、公正かつ効率的に使用することにより、市民の福祉に寄与し、市行政に貢献するよう努めなければならない。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとするものは、補助金等交付申請書(様式第1号)に事業等計画書(様式第2号)を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 交付金については、補助金等交付申請書及び事業等計画書の提出を省略す

ることができる。

- 3 補助事業の目的及び内容により市長が別に定めるものについては、事業等計画書の提出を省略することができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金等の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において速やかに交付の決定をしなければならない。

- 2 補助金等の交付の決定をする場合は、市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書(様式第3号)により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等交付申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付申請をしたものは、補助金等交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に補助金等の交付申請の取下げをすることができる。

- 2 補助金等の交付申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者等に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第9条 補助事業者等が、補助金等の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、あらかじめ市長に補助事業等計画変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助事業等計画変更承認申請書を受理したとき

は変更内容を審査し、第5条の規定による決定を変更できるものとする。

- 3 市長は、前項の規定により当該補助金等の交付金額及び条件を変更したときは、補助金等変更決定通知書（様式第5号）により補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は中止の承認を受けたとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から30日以内に補助事業等実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金等の交付）

第11条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し補助事業者等の補助金等交付請求書（様式第7号）により補助金等の交付をするものとする。

- 2 補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助事業等の完了等の前に補助金等の全部又は一部を前渡しすることができる。

- 3 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前2項の規定により補助金等を前渡しした場合は補助事業等の完了等の日から30日以内に補助事業等実績報告書を提出させ、その内容を審査しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第12条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金等の用途を明らかにしておかなければならない。

（検査）

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者等の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金等の返還）

第14条 市長は、補助事業者等が次に掲げるものの1に該当するときは、補助金等の交付の決定額の全部若しくは一部を取消し、又は補助事業等の当該

取消し部分に関し、既に補助金等が交付されているときは相当額を返還させなければならない。

- (1) この規則若しくは補助金等の交付の決定をする場合に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業等を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関する申請、報告及び施行等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取消したときは、補助金等変更決定通知書により、又は既に交付した補助金等を返還させるときは、補助金等返還命令通知書（様式第8号）により通知し、期日を定めて返還させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年規則第2号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年規則第17号）

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第13号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第36号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第37号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現に改正前の各規則に基づいて作成された用紙

は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

豊明市長 殿

所在地

団体名

代表者名

(電話 ー)

年度において
条の規定により下記のとおり申請します。

を行うため、豊明市補助金等交付規則第4

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

(1) 事業等計画書

様式第3号(第6条関係)

補助金等交付決定通知書

指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 様

豊明市長 印

年 月 日付で申請の に対し、次の条件を付して
補助金等の交付を決定する。

交付決定額金 _____ 円

交付の方法

1	事業等完了後一括支払		
2	事業等完了前全部又は一部支払		
	第1期	円	年 月支払予定
	第2期	円	年 月支払予定
	第3期	円	年 月支払予定
	最終	円	年 月支払予定

条件1 この補助金等は申請書に記載された目的及び内容以外に使用してはならない。

注1 計画変更する場合は、補助事業等計画変更承認申請書を提出すること。

注2 事業等が完了したときは30日以内に補助事業等実績報告書を提出すること。

注3 補助金等の支払を受けようとするとき、補助金等交付請求書を提出すること。

注4 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業等に係る出納その他
について監査することがある。

様式第4号(第9条関係)

補助事業等計画変更承認申請書

年 月 日

豊明市長 殿

所在地

団体名

代表者名

(電話 ー)

年 月 日付け 指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた
を下記のとおり計画変更(拡大、縮小、廃止、中止)することを承認願いま
す。

記

1 計画変更の内容

当初計画	変更計画

2 計画変更の理由

様式第5号(第9条関係)

補助金等変更決定通知書

指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 様

豊明市長 印

年 月 日付け 指令 第 号で通知した に対する
補助金等の交付決定を次のとおり変更する。

変更決定額 金 _____ 円

条 件

様式第6号(第10条関係)

その1

補助事業等実績報告書

年 月 日

豊明市長 殿

所在地

団体名

代表者名

(電話 —)

年 月 日付け 指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた
が完了したので報告します。

施行場所	
施行期間	年 月 日～ 年 月 日
交付決定額	円

1 事業等の実績及び効果

2 収支決算額

別添決算書のとおり

(議決・承認された決算書(原本証明不要)に替えることも可)

その2

決 算 書

収入決算額 円

支出決算額 円

差 引 額 円

(単位：円)

収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 額	説 明
市 補 助 金 等				
計				

支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 額	説 明
計				

様式第7号(第11条関係)

補助金等交付請求書

年 月 日

豊明市長 殿

所在地
団体名
代表者名

年度の補助金等の交付を下記のとおり請求します。

記

請求金額			円
補助事業等名			
交付指令年月日	年	月	日 指令 第 号
交付決定額			円
上記のうち受領済額			円
振替口座	金融機関名		
	フリガナ		
	口座名義人		
	預金の種類		
	口座番号		

様式第8号(第14条関係)

補助金等返還命令通知書

指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 様

豊明市長 印

さきに交付した補助金等について、下記のとおり返還を命ずる。

記

返還命令額			円
返還期限	年 月 日		
補助事業等名			
交付決定額	円	指令 第 号	年 月 日
交付 済 額	第1期分	円	年 月 日支払
	第2期分	円	年 月 日支払
	第3期分	円	年 月 日支払
	計	円	
返還命令理由			

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第14条関係）